



やちよ 農業委員会だより



第135号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 中山 和己
担当地区：蕗田、山ノ神、神山、磯、村貫東・西



農業委員 野中 昇
担当地区：東蕗田、新地、福岡

収束が見通せないコロナの影響により、日本経済が厳しい状況にあり、農業を取り巻く環境も大変厳しい状況となっている中、昨年9月から農業委員として活動しており、毎月申請される案件の確認や審議に苦慮しています。

また、8月に農地利用状況調査を行い、安静地区に耕作放棄地が多く、この問題は重要課題として考えられます。しかし、農業者の減少、高齢化及び後継者不足と厳しい状況になっています。

私は、農業委員の一員として、耕作放棄地の解消や農地の集積化を進め、農業発展の為に努力していきたいと思います。

終わりが見えぬコロナ、世界各地での紛争の中、私の委員としての一年が過ぎました。覚える事に必死で案件の確認や現地調査をこなす事が精一杯でした。これから活動を想う時、農地利用最適化の中にある耕作放棄地の解消が優先すべきと思っています。

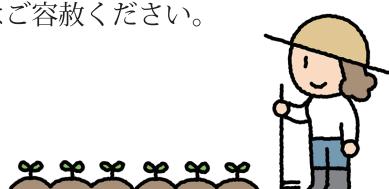
一年間の委員経験を糧にして、農業を志す者が八千代町に沢山増えますよう務めていきたいと思います。また、世界各地で食糧不足により生命に関わる程の問題が起きており、他人事ではありません。微力ながら頑張ります。

農地利用意向調査の実施について

農業委員会では、農地法に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、その調査結果をもとに農地利用意向調査書を11月頃に送付いたします。対象になる方は、調査への回答と農地の適正な管理にご協力を願います。

調査の対象：耕作・管理がされていない農地の所有者等

※この調査と行き違いで、耕作を再開等されていた場合はご容赦ください。



農業委員 堤 進
担当地区：尾崎、大間木、芦ヶ谷新田、舟戸、仲坪

農業委員として活動する中、遊休農地の発生防止・解消が大きな課題であると実感しています。遊休農地は、担い手農家の減少や高齢化、不在地主の増加等により増加しています。農地パトロールを行って感じることは、安静地区は畑作中心のため、田の遊休農地が多いことです。

農業を活性化するために、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進といった農地利用の最適化を支援していきたいと思います。

農地が狙われています！

業者等から耕作放棄地等の管理できていない農地を貸してほしいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂や産業廃棄物等を堆積されてしまう事例が発生しています。

このような状況になった場合は、「農地所有者が原状回復等の責務を負う」ことがあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、自分の農地は責任を持って自分で守りましょう。

全国農業新聞を 購読してみませんか

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

発行日：毎週金曜日 購読料：月 700 円

※お申し込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで

農地転用には許可が必要です 完了後は地目変更の登記を忘れずに！

農地を農地以外に利用することを農地転用といいます。農地を住宅や農業用施設（倉庫・作業場など）、資材置場、駐車場などに利用する場合は、農地転用の許可が必要となります（市街化区域については、届出をする必要があります）。一時的な転用であっても許可（届出）の対象となります。農地転用の手続きが必要となる土地は、土地の登記地目が田や畠などの農地ですが、土地の登記地目が田、畠以外でも、現在耕作されている土地は、農地として扱われます。

許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、罰則の適用もありますのでご注意ください。また、許可を受けるだけでは、土地の登記の地目は変わりません。目的どおりに転用が完了した場合は、法務局にて地目変更の手続きを忘れずに行ってください。

※農地法に基づく許可申請の受付は、毎月 7 日～ 10 日です。（土日祝日を除く）

－農業者年金で しっかり積み立て 安心で豊かな老後を－



○農業者年金の6つのポイント

◆ 農業者なら広く加入できます

国民年金の第 1 号被保険者で、年間 60 日以上農業に従事している 60 歳未満の方。

◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金

自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立式の年金です。

◆ 保険料の額は自由に選択できます

保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。

◆ 終身年金で、80 歳までの保証があります

年金は生涯支給され、もし 80 歳前に亡くなってしまっても遺族に死亡一時金が支給されます。

◆ 税制面の優遇措置があります

保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆ 保険料の国庫補助制度があります

一定の要件を満たす農業者には、保険料（月額 2 万円）の 2 割、3 割、5 割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

※平成 14 年から始まった新たな年金事業のみが対象です。

◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます（令和 4 年 1 月 1 日以降）

35 歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が 1 万円に引き下げられます。

◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和 4 年 4 月 1 日以降）

昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた方が対象で、65 歳以上 75 歳未満の間で、受給開始時期を選択できます。

◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和 4 年 5 月 1 日以降）

国民年金の任意加入者で、年間 60 日以上農業に従事している方に限り、上限が 65 歳未満まで引き上げられます。

